

#### これまでの大学院・ これからの大学院

山口拓史

名大史ブックレット 1

# これまでの大学院・これからの大学院

#### 山口拓史

おっ	七、	六	五、	四	$\equiv$	$\vec{-}$		はい	目
わりに―これからの大学院教育 45	名古屋大学における大学院改革 40	一九七○年代以降の大学院改革 37	大学院制度改革の前提 35	戦後の名古屋大学大学院 28	戦後の大学院 11	名古屋帝国大学大学院 8	戦前の大学院 4	じめに	次

#### はじめに

大学院入学(進学)者数は、前期課程・後期課程・博士課程のすべてをふくめて二二三三名と は七六名で、前期課程・後期課程がそろった一九五五年度における大学院入学者数をみても一 度から新制大学院 とくらべると、大学院への関心が大きく高まっていることがわかります。 倍増になっているのです。おなじ期間における学部への入学者数がおよそ三倍増であったこと 七九名にすぎませんでした。この約半世紀の間に、大学院へ入・進学する学生数がおよそ一二 なっています。 います。このうち大学院学生(院生)は、全体の三分の一にあたる約五七○○名で、同年度の 二〇〇〇(平成一二)年五月一日現在、名古屋大学には約一万六五〇〇名の学生が在籍して 戦後、名古屋大学をふくむいくつかの国立大学では、一九五三(昭和二八)年 (修士課程)が設けられました。このときの名古屋大学大学院への入学者数

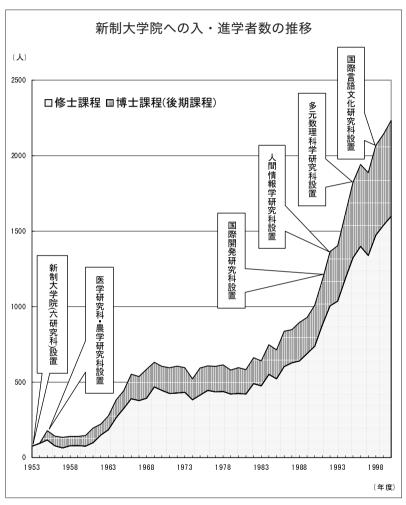
的な位置づけが異なっています。さらにいうとおなじ戦後の大学院でも、今日までのおよそ半

本書では、日本における大学院の歴史を概説しながら、名古屋大学の大学院のあゆみに焦点

ます。ひとくちに大学院といっても戦前のものと戦後のものとでは制度

をあててみたいと思い

**●3** はじめに



(『明日を拓く名古屋大学3』および『名古屋大学のプロフィール』より作成)

世紀の間にその性格が次第に変化していると思われます。そうした大学院の変化と大学院への れるべきなのか、 目的で設けられたのか、どのような目的で設けられるのか、さらにはどのような目的で設けら 社会的関心の高まりとはどのような関係にあるのでしょうか。そもそも大学院とはどのような などの疑問に対して多少なりともヒントを提示することが本書のねらいと

## 、戦前の大学院

なっています。

## ▼帝国大学令と大学院

る帝国大学一校のみでした。戦前期、日本国内には七つの帝国大学 始まりです。ただし、この帝国大学令によって制度化されたのは現在の東京大学の前身にあた が、そのとき「帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス」(第二条)と明示されたのがその 一八八六(明治一九)年、日本最初の官立総合大学を生み出した帝国大学令が公布されました 日本において、「大学院」とよばれる制度がはじめて登場したのは明治時代のことでした。 (東京、 京都、 東北、九州

学が設置 北 かったのです。 海 道、 置されるまでは 大阪、 名古屋 玉 内唯 設置年順一) の帝国大学であったため、 が設置されていますが、 「東京」 国内二番目として京都 という文字をつける必要が に帝 国 天

な

機関) の機能 あることを明示しました。そして、大学院を「学術技芸ノ蘊奥ヲ攷究」する機関、 目的トス」(第一 のちの学部に相当する)を「学術技芸ノ理論及応用ヲ教授」する機関と位置づけてそれぞれ 帝 国大学令は として両者を独立した組織とみなしたうえで、 の分担を図ったのです。 条) 「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スル と定め、 帝国大学が国家目的に応じた学術技芸を教授 すなわち、 大学院は学術研究機関、 帝国大学全体として教授機能と研 分科大学は教授機関 ・研究する機 分科大学 究機能 ヲ以テ 関で

### 大学令と大学院

とをかね備えるようなしくみを採用したのでした。

定を この大学令は、さきにふれた一八八六年の帝国大学令とならんで、 お ζ.) 一九一八(大正七)年、それまでの帝国大学令にくわえてあらたに大学令が公布されました。 て重要な節目をなすものとなってい 「国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奧ヲ攷究スルヲ以テ目的ト ・ます。 そのおもな特徴を示すと、 戦前 期日本の大学制 第一 に大学 Ó ・シ兼テ 目 度 定に 的 規

度が大きく変更されたことに目をむけることにします。 認めて公立大学・私立大学を生み出したこと、第四に従来の分科大学に代わって「学部」制を 採用したこと、などにまとめることができます。ここでは、とくに第四の点によって大学院制 総合大学を原則としながらも例外的に単科大学を認めたこと、第三に国以外による大学設置を 人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」(第一条)と改めたこと、第二に従来の

#### 大学令

第二条 大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ単ニ一個 ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得(以下略)

第三条 学部ニハ研究科ヲ置クヘシ

数個 ヲ設クルコトヲ得 ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ連絡協調ヲ期スル為之ヲ綜合シテ大学院 (『例規集』名古屋帝国大学)

とされていることです。第二に、それまでは「分科大学」と併置された「大学院」が、二つ以 大学令においては これらの規定から、大学院制度に関連してつぎのことを確認することができます。第一に、 「学部」とそのうえにかならずおかれる「研究科」が、 大学の基本構成単位



名帝大本部の仮庁舎 (愛知一中の旧校舎) (中日新聞社提供)

呼 上

称

とされるようになったことです。

0

研

究

科 間

0 連 絡

協

調

0

ため 0

総

合体をさ

大学令に

お す

位置づけは、

おなじ時

期

の帝国大学令改正

に よっ

とになりました。

それまでにあっ

た帝国大学にも適用されるこ

けるこうした「学部」

「研究科」や「大学院」

\_ の

#### 能と研究機能の役割分担についてはどのように 明示されていた分科大学と大学院による教授 あ ところで、大学令以前の旧帝国大学令にお い ま いな機能分担

機

て

内閣 変化したのでしょうか。 せん。ただし、大学令による制度改革の基本方針 大学令の条文自体は明確な回答を示しては を示した臨時教育会議 に設置された教育政策審議機関 実はこの 九一七~ 間 1, 2 九 の答申など に対して、 九 年に 7 ま

基本的な枠組みは、戦後になって一九四七(昭和二二)年に学校教育法が公布されるまで変わ 大学令によって明示されていた機能分担があいまいなものへと変化したことがうかがえます。 によると、 ることがなかったのです。 その後、大学令や改正帝国大学令によるこうした「学部」と「研究科」「大学院」に関する 学部において教育と研究を行い、研究科において研究を行うとされており、 旧帝国

# 、名古屋帝国大学大学院

## ▼本人希望による入学

帝国大学通則にある大学院関連の諸条項にもとづいて戦前の大学院 日、名古屋帝国大学通則、同学位規程などの諸規程類が制定されています。ここでは、名古屋 屋帝国大学官制」が公布され、翌四月一日の施行によって創設されました。これにともない同 名古屋大学の前身にあたる名古屋帝国大学は、一九三九(昭和一四)年三月三一日に (旧制大学院) のようすを 「名古

描き出してみましょう。

院学生 に 在のような入学試験の実施に関する記述はみられません。そして入学後は、すでにふれたよう て学部教授会が審議し、 まず大学院 「大学院」とは各学部のうえにおかれる研究科の総称的なものでしたから、それぞれ (院生) への入学方法ですが、 はそれぞれ学部組織に分かれて所属することになります(第六一条)。 その入学を許可することになっています(第六二条)。ここに 学部の卒業試験に合格した者であれば本人の 願 61 出 は、 日に応じ 現

第六十二条 第六十一条 事項ヲ具シ学部長ヲ経テ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス 大学院学生ハ各学部ニ分属シ教官ノ指導ヲ受ケテ学術ヲ研究ス 本学学部所定 ノ試験ニ合格シタル者大学院ニ入ラントスル (『例規集』名古屋帝国大学) ハキ ハ 願 書 三研

## ◆独自のカリキュラムはない

院生は、 しなかっ 院生は二年間の在学期間中、 大学の所在地以外に住むことや他の職務につくことを原則として禁止されていました たため、 必要に応じて学部の講義・実験に参加できる程度でした(第六六条)。 現在のような組織だてられた大学院独自のカリキュラムが を存在

(第六七条)

第六十四条 大学院学生ノ在学期間 八二年トス但シ研究ノ必要ニ依リ引続キ在学セ ントス

第六十六条 ル者ハ其 ノ旨総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ一 大学院学生ハ指導者及学科担任者ノ承認ヲ経テ学部ノ講義又ハ実験ニ出席ス 年毎ニ之ヲ許可 ス

ルコトヲ得

第六十七条 但シ当該学部教務ニ従事シ又ハ評議会ニ於テ研究上必要ト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラ 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得 ス

ス

第六十九条 大学院学生ニシテ学位ヲ得ントスル者ハ在学二年以上ヲ経タル後其 分研

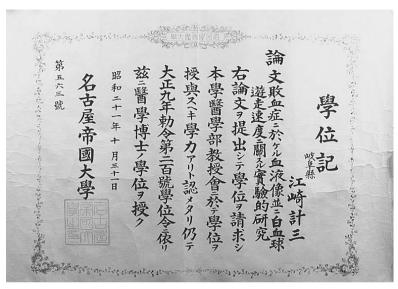
項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出スヘシ

学位ヲ請求セサルモ相当ノ研究ヲ為シタリト認ムル者ニハ総長ハ証明書ヲ付与スルコト (『例規集』名古屋帝国 大学)

ごすことができたように思われます。これに関連して、「大学院学生は、自分でテーマをみつけ、 自学自習しつつ時たま学部教員の個 これらの点からみると、 (稿本名古屋大学五十年史編集委員会編『稿本 おおむね当時の院生は、正規の学生ではありながらかなり自由 一人指導を受けるぐらいで、 名古屋大学五十年史』 ほとんど放置され ってい た 0) が に過 実

第七巻、

情であった」



旧制大学院の学位記(江崎計三氏所蔵)

占領下の教育改革

戦後の大学院

戦後日本の教育および教育制度は、

G

Н

Q/SCAP

(連合国最高司令官総司

令

戦 本法体制 が 間 部)による間接統治のもと、CI&E で再構成され、 後 情報教育局) ら根本的に改革されました。その結果、 0 教育制力 とよば 度は、 学校教育法にもとづく新 れ による強力な指導を受けな る 理 13 念的 わゆる憲法・ 制 度的 教育基 枠 組 (民

2

九 ています。 九 四 年) という文系教員 の述懐 が

れ

い学制が実施されることになりました。

す。ここでは、 の三点に着目しながら、 こうした一連の戦後教育改革は、 教育刷新委員会での議論、 大学院制度改革の内容を整理しておきます。 大学院制度にもきわめて大きな変革をもたらしたといえま 学校教育法の制定、 大学基準協会の「大学院基準」

## ▼教育刷新委員会での議論

七月の 機関です。 四六年一二月の の間に「報告」 ○名以内で構成されました。一九五二年に現在の中央教育審議会が設置されるまで存続し、 日本の教育改革に関する重要事項を調査審議することを目的として内閣に設置された教 教育刷新委員会(のちに教育刷新審議会と改称) 「科学研究者養成に関すること」(第一九回報告) この教育刷新委員会の決議内容のうちで大学院の制度に関係するものとしては、 同委員会は、 「建議」「建言」という形で計三五回の決議を行っています。 「教育の理念及び教育基本法に関すること外三件」(第一回報告)、一九四 政治、 教育、 宗教、文化、 経済、 は、 終戦直後の一九四六 (昭和二一) があります。 産業等の各界における学識経 前者は、「高等学校につ 上験者五 育審議 年に 八年 一九

づく教育機関について」という項目のなかにあるつぎのような文章です。

(1) 高等学校 (仮称) に続く学校は 四年の大学を原則とすること。

(2)大学には研究科又は研究所を設けることができること。この研究科又は研究所は大学 但 し大学は三年又は五年としてもよい。

を卒業して後特に学問の研究をなす者を収容するものとすること。

(『教育刷新委員会・教育刷新審議会

会議録』第一三巻、五六頁、

九九八年)

議 焦点とはならなかったものと推測されます。 の修業年限 提案されて否決され、結局は右に示した文面になったことを確認できる程度です。一九四六年 61 一二月の段階におい 、ます。 についての審議内容を確認してみると、 見してわかるように、簡潔な文章となっています。 しかし②に関しては、ただ一点「研究所」という用語を「研究院」に変更することが が問題とされていたこともあって、 ては、 į, 2 わゆる六・三・三・四の学校制度体系の最終教育機関である大学 (1)に関しては この時点では大学院制度に関する議論が 教育刷新委員会の総会議事録でこの決 かなりの時間を費やして議論を行って いまだ

## ▶科学研究者の養成が第

後者の決議 「科学研究者養成に関すること」(一九四八年七月) についてはどうであっ

究の水準を維持・向上させるのかという点にあったようです。 して継続的に議論を重ねています。 たのでしょうか。 教育刷新委員会は、 議論における最大の関心は、 前者の場合とは異なり、 この時 どのようにして日本の学術研 にはか なりの期間 を費や

育機関 を維持・向上させることもまた戦後日本にとって重要な課題であったのです。これに応えるた 拡大すること自体は異議を唱えるべき問題ではありません。しかしその一方で学術研究 8 には、 この こうした背景を踏まえながら、 ・時期には、 (学校) としての役割を大きく担うことが明らかになっていました。 学校体系の内外において科学研究者養成の方策を十分に講じることが必要となります。 のちにふれる学校教育法との関連から、 決議の冒頭部分をみてみましょう。 新制大学が国民に広く門戸を開く教 国民の教育機会が の水準

て活動すべき優秀な人材を養成するがために、 教育ならびに研究を職とする者はもちろん、 学校体系の内外におい 社会各方面 にお いて精深な学術を基 て科学研究者養成の 礎

(同前『教育刷新委員会・教育刷新審議会

会議録』

八〇頁)

方策を確立することが必要である。

ここでは、 日本の学術研究水準の維持・向上がきわめて重視され、 そのための科学研究者の



米国学術顧問団の名帝大来学(1947年7月)(須川徳子氏提供)

決

員会内における学術研究水準の維持

向上

できるように思います。

に対する

種

の危機意識を感じることが

校体系の内側

・外側という枠にこだわらな

17

科学研究者養成という点に、教育刷新委

養成こそが急務であるとされています。

学

ぎのようなものでした。 成機関としてイメージした大学院とは 議が学校体系内における科学研究者の養 ▼学校体系内の科学研究者養成 以上のような危機意識を前提として、

大学院は、 さすー 前文 引用者注) (前掲の決議) 大学教育の延長では の意味における 冒 頭 部 分を な

学術研究者を養成する機関であつて、すべての施設は、この本質に準拠して計画され

なければならないこと。

職員の数を増加して大学院の指導力を強化すること。

相当の指導力及び研究施設を有する大学には、大学院を置き、設備を拡充し、学部教

三 入学資格者は、学士又は大学において適当と認めた者とすること。

大学院の学生は、その本質上これを研究生と呼ぶこと。

四 研究生は、その研究に関しては、指導教授の指導を受けること。

但し大学において指導要綱様のものにより、在学の更新、

研究報告等に関する定をな

し、又研究生のための特別講義等を設けることができる。

五、学術上有益な研究成果を挙げ、論文を提出し、 制 規の審査に合格した者には、博士の

学位を授与すること。但し、学位には、これを授与せる大学の名をかんすること。

(六~八は略 (同前『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』八〇頁)

特別研究生 めのものであることが明示されています。 ここでは、大学院が学部教育の延長ではないことを確認したうえで、それが研究者養成のた (院生)に一定の身分を与えて生活費等の支給を行うことなども示されています。 また右の引用では省略しましたが、 研究費の支給や

▼学問水準の低下を懸念

ところで教育刷新委員会では、

総会においても大学院制度に関する興味深い議論を行っています。 そこでは第五特別委員会の

この総会決議の約一年前にあたる一九四七年四月の第三一回

報告として、つぎの三項目が報告されていました。

大学院は綜合学術研究所として独立に設置することが出来る。

、現在の帝国大学はこの大学院を以て主体とすること。

大学院については別に設立規準委員会を設けて研究すること。

(『教育刷新委員会・教育刷新審議会

会議録』

第二巻、

二八九頁、

一九九六年

あ についての懸念が述べられているのです。 **らせて紹介しておきます。ここには、** 総会で右の報告を行った委員が興味深い発言を行っていますので、少し長文になりますが、 新制大学と新制大学院による学術研究水準の低下問題

が 治出来、 前 そうして日本の学問的な水準が恐らく低下するだろうと思われる将来から言っても、 略) これ は 日本 一の学問 の現 状 かか ら言っても、 それ から学制改革になって新

ことが 沢山 特別 は という希望のある人だけを集めて、そこでいろいろな方面の研究を立てる。こういうも は講義をしながら、一方ではそういう新しい大学院に学生を指導する力を二分すると、 されているものだけでは指導能力が十分でない虞があると思うのであります。 設けることが出来るようにしないと、 その がに学問 [出来なければ、一般的に日本の民衆の水準は高まっても、 新しい大学院の学生の指導も十分でない虞があるのであります。 出 来な に興味を持ち、 い虞が十分あるので、こういう綜合学術研究所を設けて、 それから学問を楽しみながら一生懸命にこの中 学校教育法でそれぞれ大学の内部に附属する大学院と 学問 の水準は世界的に高 しかもそれを独立に ・に深入りをしたい (以下略 つまり一方で 結局 にまる のが

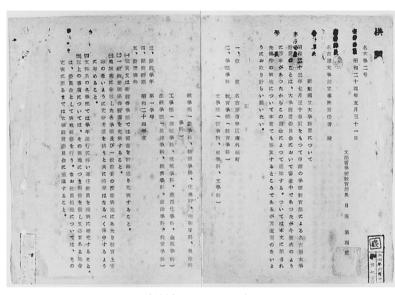
### ◆学校教育法の制力

(同前

『教育刷新委員会・教育刷新審議会

会議録』二八九頁

法は、 部改正を受けていますが、ここでは制定当初のものを示しておきます。 体系など現在の学校教育制度に関する骨格的な事項を定めた基本的な法律です。 教育基本法とともに一九四七年三月に公布された学校教育法は、 大学院についてどのような規定を行っているのでしょうか。 六・三・三・ 同法は今日までに何度も一 この学校教育 四の学校制度



新制名大設置認可通知

学校教育法(大学院関係分)

第六十二条 大学には、大学院を置く

第六十五条 大学院は、

学術

0

理論

及

び応用を教授研究し、

その深奥を究

めて、文化の進展に寄与することを

目的とする。

第六十六条 大学院には、数個の研究

科を置くことを常例とする。

但

単に一個の研究科を置くものを大学特別の必要がある場合においては、

第六十八条 大学院を置く大学は、院とすることができる。

博士その他の学位に関する事項をの他の学位を授与することができる。督庁の定めるところにより、博士そ

定めるについては、監督庁は、 大学設置委員会に諮問しなければならない。

院をおく必要はないことが述べられています。また、単一の研究科であってもそれを大学院と して認めるようになっています。 では、「大学院を置くことができる」という表現が使われ、すべての大学にかならずしも大学 おくべきであるとされ、数個の研究科を総称的に大学院とよんでいました。しかし学校教育法 すでにふれた大学令の規定と比較してみましょう。大学令では、学部には研究科をかならず

機能をも担うことが明記されたことにあるといえます。これに関連して、学校教育法が施行さ れた直後である一九四七年四月の教育刷新委員会第三一回総会で、第五特別委員会報告を行っ さらに大きな変更点は、大学令のもとでは研究機能のみを担っていた大学院があらたに教育

## ▼「博士」と「大博士」

た委員の発言が思い起こされます。

旧制大学院と新制大学院とのちがいを顕著にあらわす問題-与する権限があることを示したものです。 学校教育法の第六八条をあらためてみてみましょう。 これまで本書においてふれませんでしたが、ここに 同条は、大学院をおく大学に学位を授 -大学院制度と学位制度との問題

が ふくまれ ています。

学歴をもっていなくても相応の学力をもつ者に授与する方法です。しかし実際に学位取 位令は、 部大臣にあるとされていました。 翌年にあたる一八八七 れて学位は の主流となったのは、 ときに設けられた学位は つは大学院を修了したのち「定規試験」に合格した者に授与する方法、 戦前 約一○年後の一八九八年一二月には全面的に改正され、このとき「大博士」 の学位について簡単に説明をしておきます。すでにふれた帝国大学令が公布された 「博士」のみとなっています。 後者すなわち論文提出による学位申請であったとされてい (明治二〇) 年五月、日本で最初の 「博士」 と「大博士」 また学位は、 これ以後、 二通りの方法で授与するものとされていました。 の二種類でした。そして学位授与の権 旧制大学院では博士学位のみが授与され 「学位令」が公布されました。 残る一つは大学院の ます。 が 限 この学 は、 廃 得方法 近上さ 文

### ▼博士以外の学位

ることになったのでした。

に が なります。 ?あり *う*ます。 度学校教育法第六八条の問 それ しかしその一方で、 は、 新制 大学院が授与するのは博士学位だけでは 博士学位以外にどのような学位が授与されるのかについて具 題に戻ります。 そこには 「博士その他の学位」 ないことを示してい ること

体的な名称を打ち出してもいなかったのでした。

われ それを考えあわせると、教育刷新委員会の右の決議内容は、新制大学院が「博士その他の学位 研究者養成に関すること」の「第一《大学院」中の「五」です。「学術上有益な研究成果を挙げ、 を授与することができるという学校教育法の規定に対して意図的に抵抗しているようにさえ思 ました。 論文を提出 ここでふたたび教育刷新委員会総会の決議を振り返っておきます。一九四八年七月の 、ます。 この決議が行われた時点で、すでに学校教育法の施行から一年以上が過ぎていました。 一見して不可解なこの事実関係はどう説明できるのでしょうか。その手がかりは、大 制規の審査に合格した者には、 博士の学位を授与すること」という記述があり

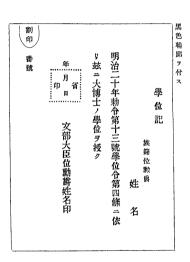
# ◆大学基準協会の「大学院基準」

学基準協会の

「大学院基準」をめぐる動向にふれるなかで明らかになります。

61 議会と改称)として活動を行っていました。この協議会の設置にはCI&Eが深くかかわって の創立以前の一九四六年一〇月段階から大学設立基準設定協議会(のちに大学設置基準設定協 大学基準協会は、 協議会の審議 活動 一九四七年七月に創立された財団法人です。 |面でもCI&Eは強力な内面的な指導を行ってい ただし同協会は、 ・ます。 法人として

『大学基準協会十年史』によると、 大学院制度問題についてCI&Eが同協会に示唆を与え



剸 印 明治 ij 番 玆 绒 ニ何學博士ノ學位ヲ授 月 一十年勅令第十三號學位令第三條二依 省 印 日 壆 位 訛 **文部大臣位勳鹤姓名印** 嫁 籍 伙 勲 鶣 姓 名

付學 シ位

同令

後第

段三二条

談前 當段

スニ

ル該 如

者當 ノスル

ー 位者 記ノ

-- 學

ハ位

綠紀

色二

輸ハ 腐紅 ァ色

付輸 ス窟

降

るようになっ

た

0

は

九 四

七

年

Ė

以

、ます。

L 月

か

學位記ノ様式左ノ

(大博士用)

(博士用)

P 0

メ 制

1)

カ に ٤ L

同

年

月末の時点でCI&E

か ≥ら学

度

ついて「学士」 の「マスター

「博士」 オブ

0

間

教育刷新委員会総会の議 のことであったとされてい

事

録を

み

る

#### 1887 年学位令で定められた学位記様式

くす意見が出されていたこと

が

わ 創

か 設

ŋ

に相当するような中間学位

0

を

ア

ます。 位 学校教育法第六八条の「博士その他 促 ッ に 位

その時

期から判断して、この

点が

0

学

という表現に密接な関連をもつも

士学位 議 Ι 摘したように、 と考えられます。 & 科学研究者養成に関すること」が Е . の 0 みを取り 主導による中間学位 教育刷新委員会の総会決 り上げていたことは、 したがって、すでに指 の創設 に C 博

ん。

対する教育刷新委員会側 の抵抗あるいは反意の表現であったとみることができるかもしれ

「中間学位」 の創設

大学基準協会では一九四七年の秋以降、 CI&Eの内面的指導を受けながら、 大学院

と「大学院基準解説案」の提案を行っています。それらは最終的に一九四九年四月にCI&E 基準に関する審議を重ねていました。そして翌年五月開催の第三回総会には「大学院基準案」

たのち「大学院基準 の部分と「基準」 (昭和二四年四月一二日決定)」として公表されました。 の部分で構成されています。 まず

「趣旨」

部分を

みておきましょう。

の大学院基準は、

「趣旨」

の承認を受け

第 趣 旨

大学院の内容は、修士の学位を与える課程と博士の学位を与える課程とに分れる。

修士の学位を与える課程は、 視野に立つて、 専攻分野を研究 学部に於ける一般的並びに専門的教養の Ų 清深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。 基礎の上 に、 広

博士の学位を与える課程は、 独創的研究によつて従来の学術水準に新しい知見を加え、

文化の進展 に寄与するとともに、 (大学基準協会『大学基準協会会報』 専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的 第四号、 四 □ 頁、 九四 .九年)

てい 員会の動きに終止符が打たれたことを意味します。 位」として実現しているのです。 この大学院基準では、 、ます。 一九四七年一 月末の段階でCI&Eが提案していた それまであった博士の学位の それは結果として、 博士の学位のみにこだわった教育刷 ほかにあたらしく修士の学位が明示され 「中間学位」 がここに 「修士学

#### ◆大学院の基準

され 要件として在学期間と履修単位数が示されたことも重要です。 おける大学院制度で一般的であったスクーリングをとり入れることで、 クーリングが重視されたといえるのです。スクーリングとは、もともと通信教育に みを定めていたこととくらべると、 れるしくみになっていることがわかります。 つぎに「基準」 る面接指導をさすものですが、 部分をみておきます。 この場合は大学院への通学を意味してい 履修単位を定めることによって、あたらしい 修士 また、 • 博士 修士 の 両課程が学部教育のうえに並列的 ・博士の 戦前 いずれに対しても課 の大学院制度が 日本の新制大学院 ます。 制 お 在学 ア 度 X 17 程 IJ て で 期 に 修 採用 の教 カ は 間 お 了 る かか ス 0

育機能面での充実をねらったものと考えられます

#### 第二 基 準

大学院は修士の学位を与える課程と、 博士の学位を与える課程とを置く。 但し修士の

一、修士の学位を得んとするものは、全日制にては一ヶ年以上、定時制にてはこれに相当 学位を与える課程のみを置くことができる。 する期間在学し、 専攻科目について三十単位以上履修し且つ研究論文を提出しなけ

三、博士の学位を得んとするものは、 する期間在学し、専攻科目について五十単位以上履修し、 全日制にては三ヶ年以上、定時制にてはこれ 独創的研究に基づく研究論文 に相当

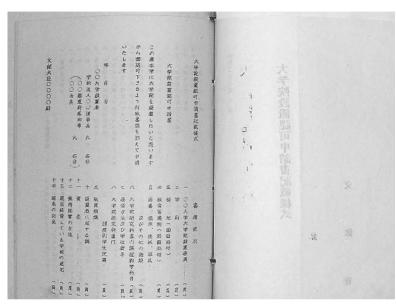
ならない

四、 を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。 でなければならない。 大学院に入学する学生は、 大学を卒業した者、若しくはこれと同等の学力を有する者

五、大学院を置く大学は、 その課程に必要な施設並びに講義、 演習、 実験等の授業を用意

なければならない。

六、大学院を置く大学は、 その目的使命を充分に達成し得るような大学教員組織を用意し



に

1952 年 9 月に文部省より送付された 「大学院設置認可申請書記載様式」

されています。これによって、大学基 る大学院設置審査の際のガイドラ 準協会の「大学院基準」が文部省によ よって大学院設置基準として採 九五〇年二月には大学設置審議 さてその後、この「大学院基準」

护

会 は 設置審査のガイドライン

このガイドラインにもとづく新制

の

ンとされるようになったのです。

ィ

私立大学で誕生しました。 の大学院は、一九五〇年にまず四つ 同志社、 関西学院の四大学の修士 立 命 館 関

西、

頁

(同前 なければならな 『大学基準協会会報』

た。

課程です。 国公立大学での新制大学院の発足は、 これよりすこし遅れて一九五三年度からでし

# 四、戦後の名古屋大学大学院

# 国立大学大学院は一九五三年度から

生の進学の道を用意する必要があったためです。 二年度末に卒業を迎えました。 古屋大学は一九四九年度に設置されていましたが、農学部と医学部をのぞく学部学生 年度からです。このとき名古屋大学にも新制大学院 旧七帝国大学をふくむ一二の国立大学に新制大学院が設けられたのは一九五三(昭 新制の大学院が一 九五三年度から開設された理 (六研究科)が設置されました。 全由は、 新制 それら学 が 和二八) 九五 の名

二年遅い一九五一年度であったことがその理由です。 の修業年 なお、 悢 医学研究科と農学研究科については一九五五年度からの開設でした。 が ほ か の学部より二年長かったこと、 また農学部では学部の創設がほかの学部より 医学部では学部

期

#### 名古屋大学での設 置 準

た。 内に設けられ に られたのです。 むけた検討が始められ 学内に残され 名古屋大学の新制大学院は、 た大学院 てい る資料をみると、 制 度研究委員会 ていることがわ この委員会における審議 名古屋大学では一九五〇年一二月から新  $\widehat{\phantom{a}}$ かります。 九五〇年一二月七日~一 その際 に中心的 ・立案をもとにその 九五三年 な役割を果たしたの 应 構想 制 月二一 大学院 が練  $\exists$ り上 が、 の設置 学

究科 法学、 かったのですが、 すでに大学院制度研究委員会を中心に検討を行っていた結果を踏まえながら、 大学院に関する各大学の設置構 九五二年五月、 は、 経済学、 すでにふれたように学部教 理学、 参考案として文部省への報告に盛り込まれました。 文部省から一 医学、工学の七研究科案の取りまとめが早急に行われています。 想 の提 つ の 育の修業年 通 出を求めたものでした。 知が届きました。 朖 の関係から一九五三年 翌年 これをうけて名古屋 ・度に開設が予定され 度 の設置予定では 文学、 大学 てい 教育学、 医学研 では、 る 制

大学院 偃 その後八月以降、 学内 内 !に準! の い設置 で 0 備することはきわめて困難なことであったようです。 集 認 争 可 的 申 な検討 請 大学院設置にむけた学内 書 0 にも 提出 か 期 限 か が わ 同 5 ず、 年 の取 月末 四 種 り組みは集中的に行 類 日であることが É もおよぶ そのため名古屋大学では、 膨 大な量 通 わ 知されたためです。 れました。 0 添付資料をすべ 文部省から、 しか 提 7

ます。 出 でに他大学による設置認可申請書類の提出時期を示すと、東京大学と九州大学が一九五二年 期日に設置認可申請書のみをとりあえず提出し、 最終的に添付資料を文部省に提出したのは、 一九五二年一二月末のことでした。参考ま 添付資料は後日提出することで対処してい

一一月末、 京都大学が一九五三年一月となっています。

翌年一月末には名古屋大学に関する書類審査を終えたのち、

二月の実

大学設置審議会では、

地視察をはさんで最終的には三月に設置の申請を承認しています。

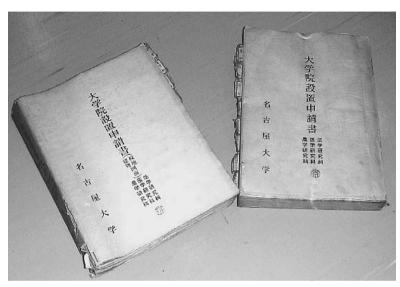
では、 力試験が実施されるとともに、二四・二七日には身体検査も実施されました。このときの 新制大学院の第一回入試は、 募集人員一九〇名に対して志願者数が一二八名で、最終的に入学したのは七六名にすぎ 各研究科において一九五三年四月二〇日から五日間の日程で学

入試

ませんでした。当時のようすについて、『名古屋大学新聞』がつぎのように報じています。

重になされるので入学者は五割を割ることになった の数は少く、 入学志願者は、 (略) 大学院設置の具体的決定がおくれたこと、 …定員以下で殆ど無競争の状態だったが、選考は定員と無関係に厳 経済的問題などもあって、 、そ

(『名古屋大学新聞』一九五三年四月二五日付)



大学院設置申請書控え(法学・医学・農学研究科)

#### 履修年限の決定

置されるまでの経緯につい

て、

重要と思

れる点を中心にふり返っておきます。

学

部

構内に

あっ

た図書館内

0

講

堂に

お

61

なお、

新制大学院の第一

回入学式

医

て同年五月一

四日に行われています。

以下では、

名古屋大学に新制

設

行っ 大学院 限 す。 年 点に関連して名古屋大学の場合は、 士 |課程が三年以上となっていました。この 0 「大学院基準」によると大学院の履修年 (全日制) は、 この結論の背景には、 計 たのちに、 五年という結論に落ち着 制度研究委員会で数 修士課程二年、 修士課程が一年以上、 並行して進めら 回 博士課程三 0 4 議 7 さきの 論 ζJ 博 を ま

れ ていた他の国立大学や文部省内での議論の影響があるものと思われます。

めて五年とし、うち二年を修士課程とする」という方針が打ち出されています。 国立大学にまず新制大学院を設ける方針を固め、 ることが紹介されているのです。また、 しており、それらの大学では修士課程二年、博士課程三年の計五年という方向で検討されてい 学内資料をみると、当時この履修年限問題を検討する際には他の旧帝国大学の動向も参考に おなじ頃の文部省内では、 その「修業年限は修士課程、 すでにふれたように一二の 博士課程をふく

た大学院観を読み取ることができるでしょう。一九四八年七月の をおく積み上げ方式を構想しているのです。ここに、CI&Eや大学基準協会とはやや異なっ わゆる並列方式を採っているのに対して、文部省や旧帝国大学では修士課程のうえに博士 に集約された教育刷新委員会の「大学院=学術研究所」という大学院観があらためて想い 「科学研究者養成に関するこ 課程

「大学院基準」とは異なるものであるといえます。「大学院基準」

が修士課程と博士課

程

0

ここに示されている文部省や旧帝国大学の大学院設置に対する考え方は、大学基準協会の

### ◆大学院の目的

おこされます。

大学院の目的は、 「学術の理論及び応用を教授研究し、 その深奥をきわめて、 文化の進展に

n

りし

てい

たことになるとい

えるでしょう。

究 寄 成という二つの目 学院基準」 他 う部 |然のことですが、 [与す 大学における目的 を先取っ 9ると共 高 分に名古屋 度 に の お 専 に け 菛 学術 的 る修 大学 \_技術 が |規定もほとんどこれとおなじものでした。 前 上課程 段 明示されるようになります。 o) 『者及び教授者』という文言につい 0 独自性 研 0 部分は学校教育法第六五条と同一であり、 究者、 の目的規定が改正され、 が認められます。 高度 0 専 ?門技術者及び教授者を養成すること」 のちのことになります L たがって名古屋大学の規定は、 それが研究者の養成と高度の ては、 とくに しかし後段の部分の 東京大学や九州大学など 「高度の が 専門 九 とされ Ŧī. 専門 Ŧi. 技 学 結 年 術 家 者 術の 果 に ました。 的 の養 大 لح 研

能 専攻分野につき、 に 究科をの B 独 のとなっています。 力を養う」 修 もとづいて修士課 創 士: 課程 的 ぞい 研 究によつて従来の学術水準 の目的は、「学部における一 たものでした。 とされて 精深な学識と研究能力とを養(う)」とされました。 程二年、 実際に設置 13 、ます。 博士 なお、 ے 課 の申請を行った研究科は、 れら二つの 修業年 程三年とされました。 -に新 般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い 限に いい 課 つい 知見を加え、 程の ては、 目的 は、 すでにふれたように、 さきにのべた七研究科 専攻分野につい 「大学院基準」 また博士課程 とほとんどおなじ て研究を指 積み上 視野に立って、 から医学研 0 É 立げ方式 導 的 する は

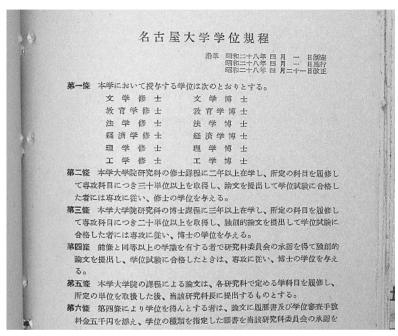
## ◆学位制度との関連

最 n 研究にもとづく研究論を提出し、 n めには全日制で一年以上在学三〇単位以上履修し、 てい 学位 の大学では、 終試験の合格をも要件としているのです。 前者が論文の提出までを要件としているのに対して、後者では独創的論文の提出とともに ました。 制度との 他方、 学位に関する規程 関連についてもみておきましょう。「大学院基準」では、 博士の学位 さらに最終試験に合格することが必要であるとされて .の場合は全日制で三年以上在学五○単位以上履修し、 (規則) において、 しかしこの点について名古屋大学をふくむそれぞ 研究論文を提出することが必要であるとさ 修士・博士ともに最終試験を課すことに 修士の学位を得るた 独 創的

最終試验 現 課程のそれとでは位置づけにちがいがあることになると思われます。ここに 比重を高めることをねらっているのです。 成という新しい修士課程の目的に対応して、論文作成の負担を軽減して授業による単 究論文作成 であっても、 験を課すことがあらたに加えられ に か 当 か 初 わる負担 から要件づけられ の軽減を視野に入れたものであるとされています。 てい ているのでした。 その点から考えると、 た博士課程のそれと、 その改正 改正によって追加 おなじ の理 一曲は、 「最終試験」 「中間学位」 修士課品 高度 3 0 ع درا ·位取 専 れ 門家養 での いう表 とし 得の 研

実は、さきにも紹介した一九五五年の「大学院基準」改正では、

修士学位の要件としてこの



#### 名大新制大学院当初の学位規程

度 きま 的 戦 きあ 占領: کے 新 新 前 制 n L 制 0 4 よう 大学院 政 な 大学院 た。 がるまで まで本書では 枠 策 13 修 戦 É 0 ഗ 土 研 制 後 ゅ な 0 あ 0 Ś 課 究 制 か 度 者養 らたに構 に は ようすを 度 程 的 位 لح 博 学校 成 置 な 日 だ づ 枠 + 本 け け 教 描 課 想 組 に を 5 育 z 程 2 お 11 目 制 7 が 0 n れ け

# **ユ、大学院制度改革の前**

7 が  $\mathcal{O}$ できる 修 + 0 か 性 B 格 づ H n ませ を 読 3 取

えます。

入を図ろうとするCI&Eやその影響を強く受けた大学基準協会の意向とが混在していたとい 準低下を懸念する教育刷新委員会の意向と、 二本立ての制度として組み立てられようとしたのでした。その背景には、 教育機能を重視するアメリカ型の大学院制 日本の学術 研 度の導 究 の水

ると、 のものとでは質的なちが した制度であるといえます。本書で詳しくのべることはできませんが、 した。その点からみれば、 さて、 GHQ/SCAPによる大学改革を中心とする高等教育政策は、 G H Q /SCAPによる日本の占領が終結したのは一九五二(昭和二七) いがあったことが明らかにされています。 新制大学院制度は占領期の後半期に構想されて、占領終結後に発足 近年の占領期研 占領初期 のものと後期 年のことで 一究によ

#### ◆占領政策の変化

S T HQ/SCAP内部にはこのCI&Eとは異なった視点から高等教育政策を構想するESS 「民主化」(アメリカン・デモクラシーの普及) ごく簡単にいえば、 経済科学局 科学技術課) 占領初期はCI&Eによる改革主導のもと、 というセクショ ンが に重点がおかれていたといえます。一方、G ありました。 占領後期の高等教育政策は、 教育における非軍事化と

次 第 に こ の E S S /STの影響を受けるようになり、 科学・技術の振興を前提とした日本の経 す。

済的 復興に重点がお かれるようになるのです。 新制大学院は、 まさにこの両者がせめぎあうな

か で制度化されたといってよいのです。

しかもこうした要因が、つぎにのべる占領終結後の大学院制度改革の前提となったことは否

定できません。

# 九七〇年代以降の大学院改革

## 「大学院設置基準」の制定

九七四

は、 大学院発足以降の大学院に関する論議を整理したものと位置づけられます。 もに、「学位規則」 この基準制定によって大きな変革をもたらされたのです。そのポイントを列挙しておきま (昭和四九) (一九五三年四月制定) 年六月、 文部省は戦後はじめての の改正を行いました。この大学院設置基準 「大学院設置基準」 戦後の大学院制度 を制定するとと は 新 制

第 に、 修士課程の目的に修正を加え、 従来の研究者養成にとどまらない高度の職業専門教

学院組織とは異なり特定の学部に基礎をおかない大学院 育や社会人に対する高度の教育を明確に打ち出しました。第二に、 るようになりました。これらの改革は、 した)。第三に、博士課程の標準修業年限を五年として、これを前期二年・後期三年に区 の改正で「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力」を養うことも追加 して自立して研究活動を行うことができる能力等を養う水準と定めました 五年一貫とすることもできるように弾力性をもたせました。 おおむね大学院制度の多様化・弾力化を念頭においた (独立研究科や独立専攻)を設置 博士課程の水準を研究者と 第四に、 (のちに一九 これまでの大 されま 八九年 一でき 一分す

## ・大学院の多様化・弾力化

のであると考えられます。

組 北陸先端科学技術大学院大学(石川県)、奈良先端科学技術大学院大学 が認められるようになったのです。これは、明治期以来の日本の大学の歴史に照らして、 改正によっても強化されました。 織と大学院組 なお、こうした大学院制度の多様化・弾力化政策は、 えます。 二〇〇〇年度現在で、この独立大学院大学として政策研究大学院大学 |織の完全な分離を認めたという点できわめて大きな意味をもつ制度改革であっ 大学院のみで構成される大学すなわち独立大学院大学の設置 その後一九七六年の学校教育法 (奈良県)、総合研究大 (東京都)、 学部

の一部

教員

組織

も学部から大学院研究科へ移

講座を大学院講座に転換するとともに、るもので、これまで学部におかれていた

た



名大初の独立研究科 (国際開発研究科)

◆大学院の関係をいわば逆転させ その一方で、おなじく学部組織と大学 院組織との関係を見直すという点で共 院組織との関係を見直すという点で共 においる 大学が設置されています。学院大学(神奈川県ほか七都府県)

0

四

学部組織と大学院組織とを切り離大学が設置されています。

れまで存在しなかったまったくあたら

いタイプの大学院であるといえます。

ことによって生まれた大学院大学は、

そす

行させることで大学院を研究と教育の一体の組織に変えようとするものです。

引用者注)をとらせようというのが、文部省の思惑のようである。」(細井克彦 した動向に対して、「旧七帝大プラス東京工大、一橋大などに、この形態(大学院の部 大学を中心に「大学院重点化」というよび方でこの大学院の部局化が進められています。こう 東京大学の法学部が法学政治学研究科への部局化をはじめて行ったのを皮切りに、旧七帝国 『設置基準改訂

局 化

# 名古屋大学における大学院改革

と大学改革』)との指摘もなされています。

## 大学院の部局化は完成

理科学研究科 研究科がおかれています。国際開発研究科(一九九一年度設置) された独立研究科です。 二○○○(平成一二)年度現在、名古屋大学には四つの独立研究科をふくめて一二の大学院 (一九九五年度)、国際言語文化研究科 (一九九八年度) それ以降、 独立研究科は人間情報学研究科 は、名古屋大学で最初 (一九九二年度)、 が順次設置されました。 多元数 に設置

報文化学部をのぞくすべての学部において大学院の部局

化が行われ

たことになります。

学研究科でした。 上一九九九年度)、医学研究科、文学研究科、 年度)、工学研究科 を完了する部局 0 経済学研究科(以上二〇〇〇年度)という順序になります。これによって名古屋大学では、 部 局 方、 化 従 が進められてい 来からあっ があります。 大学院の部局化については、単年度でそれを完了する部局と複数年度でそれ (一九九七年度)、生命農学研究科 た学部 ・ます。 それらを部局化が完成した年度順に示すと理学研究科 に基礎をおく大学院研究科では、 名古屋大学におい 教育発達科学研究科 て最初に大学院の部局化に着手したの (農学研究科から改称)、 一九 九四年 (教育学研究科から改称)、 ·度以 降 法学研究科 次第 (一九九六 に 大学院 は、 (以 工 情

 $\mathbb{H}$ 0 本 動向に沿ったものであるといえます。 名古屋大学におけるこうした大学院重点化の施策は、 'n すべての大学に共通する動向ではないという指摘があることはすでに紹介したとおりで ただし、ここでいう「全国的 すでにのべた な 「全国的な」 動向 がかならずしも 大学院改革

学院 名古屋大学が発行した自己点検 重点化について整理しておきます。 ずれにしても、 名古屋大学において大学院の部局化が完成したのは事実です。 評価 職告書 『明日を拓く名古屋大学』などにもとづいて、大 以下では、

す。

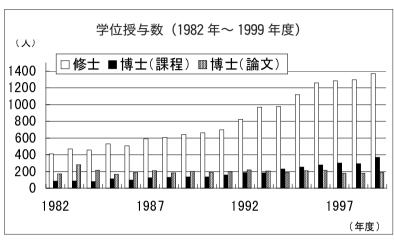
## ◆大学院改革の背景

況が生まれつつあります。こうした傾向は、二一世紀においてますます顕著になることが予想 うした社会的な要請に対しては、これまでの伝統的な学問領域のみでは十分に対応できない情 と自然についての教育・研究に対する社会的な要請がいっそう高まっています。その一方でこ 近年、科学技術のめざましい進展や社会の国際化・情報化・高齢化が進むなかで人間と社会

屋大学における研究教育体制の基本方針の一つに「人文と社会と自然の諸現象を俯瞰的 あると考えられます。 研究体制を整備し、充実させる」ことが謳われています。大学院重点化を中心としたここ数年 ら研究し、 の名古屋大学における大学院改革の動きは、こうした基本方針とおなじ路線に位置づくもので 名古屋大学では、二〇〇〇年二月に「名古屋大学学術憲章」を定めました。そこでは、名古 現代の諸課題に応え、 人間性に立脚した新しい価値観や知識体系を創出するための 立 湯か

### ▼大学院改革の特色

おきます。 ここで、名古屋大学における大学院部局化を中心とした大学院改革のおもな特色を整理 第一の特色は、学内でも先駆的に大学院部局化を行った工学部と理学部の事例にみ



(『明日を拓く名古屋大学3』および『名古屋大学のプロフィール』より作成)

度 院 した事 りる 作り上げるという点で共通した特色をもってい 育 ます。 育 研 61 ながらも、 ん ることが 真 究科 、ます。 う レ が、 第二の特色 菛 の えます。 研 とよば 研究システム」 究活 その 社会人入学を実現していることです。これ 人養 例 両者ともに伝統 と の また後者は、 できます。 にみることができます。法学研究科の「高 シ 成 詳細をここで説明 動を行うことができるようなしく あ れる名古屋 ユ 連 かたら は、 コ と携を図り 1 コ Ĺ 1 ス 61 とよば Ż 前 わ 4) りなが 多元数 や経済学研究科 学際 的 大学 W 者 に代 な学 には る文科系大学院を中 的 れ 固 流 5 るも 表されるような大学 な領 蕳 することはできませ 理 有 科学研究科 分野を基 0 動 領 域 制 のを構築 型大学院 域 度 で を構 0 0 間 柔 礎 融 「社会人 軟 に 合 シ (独 心と み 据え て 型 ス な教 テ る

こうした取 別選抜の制度がとり入れられており、専門職業人養成の機能が充実されつつあるといえます。 あったといえます。 まで文科系の大学院は研究者養成を行うところであるというのが社会一 り組みは、すでに実施されている夜間 しかし近年はすべての文科系大学院の博士課程前期課程において社会人特 の開講をふくめて社会的ニーズに対応した多 般的な受けとめ方で

様な大学院教育のあり方を予測させるものであると思われます。

は とがあります。 が顕著になっていることです。博士学位の授与数を例にしてみます。 第三の特色は、 学位をどの時点で授与されたのかにもとづいて「課程博士」 このうち課程博士は、 「大学院教育」という言葉に示されるように大学院における教育機能 博士課程後期課程を修了した際に授与された場合をい や 「論文博士」 一般的に博士学位 とよば の強化 n 取 るこ 得者

件で、 のぞく)が四四六九件となっています。 屋大学の場合も一九八九(平成元)年度までの累計をみると、文科系すべての総授与数は一六 おいて多く、文・教育 戦後 前 の新 理科系すべてのそれは二三三八件となっています。一方、一九九九年度までの累計をみ 者 が 制 一八八件で後者 大学院の特徴の一つに、この課程博士の授与数が理 ・法・経済などの文科系できわめて少ないということがあります。 (国際開 |発研究科など一九八九年以後に設置され 総授与数において理科系が多く文科系が少ないという 医・工 ・農などの た独 立研 理 究科 科 .系に

名古屋大学における大学院改革・おわりに―これからの大学院教育

## おわ りに一これからの大学院教育

なっ 傾

て

4)

これ せ  $\bar{\lambda}$ 

は、 が、

とり 増 加率

わけ文科系の博士課程に

おける教育機能

の強化を意味するものだ

向

は

変

**入わりま** ます。

でみて理

科 · 系 が

九

倍であるの

対

して文科系

が

•

四

倍と

と考えられます。

# 教育機関としての大学院

会が 学院の教育理念や目的に関する改革を実施または検討していることがわかります。 あるといえます。 設育」 増えてい という言葉とならんで、あるいはそれ以上に「大学院教育」という言葉を耳にする機 ることから判断しても、 教育機関としての大学院という観点がひろく浸透しつつ 近年、 学

部

約

八割

が大学院を重視してその改善や改革に取り組んでいます。

実施状況に関するアンケート」

を実施しました。

その集計結果をみると、

大学院をもつ大学

 $\dot{o}$ 

また、

研

究科の約七割

強

が

大

大学基準協会が全国の大学院・研究科を対象に「大学院改革

九九七 (平成九) 年七月、

門職業人養成機能の強化」「社会人再教育機能の強化」となっており、 学院の多様化・弾力化」という種子が一九九○年代になってようやくつぼみを膨らませてきた、 こに大学院における修士課程と博士課程との性格のちがいを読み取ることができるように思い 特色」のそれは ます。こうした状況は、 アンケートの集計結果によると、「修士課程改善のねらい、 「研究者養成機能の強化」「高度な学術研究機能の強化」となっています。こ すでにふれた一九七四年の 「大学院設置基準」によってまかれた 特色」 の上位二項目は 「博士課程改善 0 高 ねらい、 度専 大

### ◆各課程の役割分化

とたとえることができるかもしれません。

を任務として存在することが社会的に許されたといえます。 であったことは容易に想像できます。したがって大学院は、名実ともに学術研究者の養成のみ うした状況のなかで大学卒業後さらに大学院へ進むということは、 といえます。 戦前の大学院は、学術研究者の養成というほとんど唯一の目的を果たすために存在していた 当時 の国民にとって、大学への進学はけっして一般的ではありませんでした。 きわめて例外的なことがら そ

徴されるあたらしい大学院像との接触・結合をへて、 戦後の大学院は、 その制度が構想される過程で、 従来型の大学院像と、 修士・博士の両課程をあわせもつものと 修士学位 . の 創 設 に象



名大で最初に大学院重点化に着手した工学研究科

方式」

を選んだことによって、

諌

つ

新制大学院の多くがい

わゆ

る「積み上

をぬぐえません。それは、

博

土課

をも 印

7

61

なかったのではない

か

٤

13

う 程

象

か

ならずしも十分な意味

づけが定着

課程をあわせもつ」ということについ

7 両 0

大学院のあ してスタート

ゆ

みをみるかぎり、

この

しました。

しかしその

後

程 げ

が

博士課程

への単なる通

過

地

点 修

うにみなされるようになったこと

か 0 土

5 ょ

もう

かが

い知ることができます。

ます。 0 n 5 た各大学における両課 0 さ が 移 きのアンケー そこでは 行が ζ) は、 進ん ある意味では 「両課程をあわせもつ」 でいることを示してい ト集計 結果 程 「並列方式」 0) 方向 に あ 5 づ け わ

革動向を読み取ることができるのではないでしょうか。 ことの意味が吟味され、 有の目的をもたせたうえで、教育制度としての大学院全体の存在意義を再発見しようとする改 修士課程には修士課程固有の目的をもたせ、博士課程には博士課程固

#### ◆大学院教育

少なくとも近年クローズアップされてきた「大学院教育」という発想のもとでは、大学院 育研究環境・条件の整備も進められると考えられます。 などが整備 その結果、大学院教育としての水準を維持・向上させるために大学院カリキュラムや教授方法 育的な機能がこれまで以上に重視されることはあっても軽視されることはないと考えられます。 るのかという問題は、 歴史的な視点からみると、修士課程と博士課程のそれぞれの目的内容をどのようなものにす ・充実されることになると思われます。 その時代背景や社会背景などによって変化するものといえます。 あわせて大学院教育用の施設設備などの教 しかし の教

よると、 てのべてきました。 本書では、日本における大学院の歴史を概説しながら、名古屋大学の大学院のあゆみに -ト 型 国家レベルでの高等教育制度は、 (一五%まで)〉〈マス型(一五~五○%まで)〉〈ユニバーサル・アクセス型 アメリカの社会学者のマーチン・トロウが提唱した「トロウ・モデル」に 該当年齢人口 に占める大学在籍率を尺度として (五 ○ % つい ヘエ

以 ています。 <u>上</u> という三段階を通じて拡大 このモデル に照らすと、 (· 発展) 日本の高等教育制度は Ĺ その目 的 機 ヘマ 能 、ス型〉 • 構造 が の 質的 段階にあるといえます。 に変化するとされ

そして二一世紀 の は B 4 時 期にはつぎの段階へと移行するだろうと考えられています。

院と戦後の大学院ある さらには大学院 とが大学院についてもいえるのでしょうか。この問いに対する答えの手がかり 0 旧 大学入学者数 :制大学と戦後 の の教育機能 の新 増 加 制大学をくらべることで容易に理解できると思います。 4 によって大学の は 戦後 強 化 0 の大学院における研究者養成機能と高度職業人養成 中 身の検討などによって得ることができるように思 目的や機能に変化がもたらされるであろうことは、 は、 では、 機 戦 ζ) 能 前 おなじこ ・ます。 0) 0 比較、 大学 戦 前

#### (引用文献 主要参考文献

市 海 後宗臣 · 寺崎昌男『大学教育』 (東京大学出版会、 九七六年

川昭午 喜多村和之編『現代の大学院教育』(玉川大学出版部 九九五年)

『名古屋大学五十年史

(通史一・二)』

(名古屋大学、

九

九 五年

録

(岩波書店)

九九六~一九九八年

名古屋大学史編集委員会編

『設置基準改訂と大学改革』(つむぎ出版、 九九四年

 $\exists$ 細井克彦 本近代教育史料研究会編 『教育刷新委員会·教育刷新審議会 会議

東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史(通史一~三)』(東京大学、一九八四~一九八六年)

大学基準協会十年史編纂委員会編『大学基準協会十年史』(大学基準協会、一九五七年)

名古屋大学自己評価実施委員会編『明日を拓く名古屋大学(二・三)』(名古屋大学、一九九五・一九九七年)

羽田貴史『戦後大学改革』(玉川大学出版部、一九九九年)

大学基準協会『大学基準協会会報 第四号』(大学基準協会、一九四九年)

『大学院改革を探る』(エイデル研究所、 一九九九年) 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料

文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史

第五巻』(昭和三九年版復刻、芳文閣、 第二四巻』(講談社、一九七六年)

一九八五年)

岩山太次郎・示村悦二郎編

喜多村和之『現代の大学・高等教育―教育の制度と機能』(玉川大学出版部、一九九九年)

#### 著者略歴

## 山口 拓史 (やまぐち たくじ)

現在、 退学 研究科博士課程(後期課程)単位取得 一九九四年、名古屋大学大学院教育学一九六二年、兵庫県生まれ

編集発行

名古屋大学大学史資料室

電 〒 464-話 8601

〇五二 (七八九) 二〇四六 名古屋市千種区不老町

高等教育史

名古屋大学大学史資料室助手

これまでの大学院・これからの大学院 者 二〇〇〇年一二月二〇日 二〇〇一年 九月一〇日 山 П 拓 史 第一刷発行 第二刷発行

名大史ブックレット1

印刷 所 電 〒 456-話 0004 イ ク ス

名古屋市熱田区桜田町一九一二〇

〇五二 (八七一) 九一九〇



表紙写真:中・高層建物が増えてきた東山キャンパス 右は工学研究科1号館(8階建)、中央は総合研 究棟(建設中)、その左後方が人間情報学研究 科(8階建)、左は国際開発研究科(8階建)。